

令和9年度保育施設申込案内

この案内は、令和9年度の東松島市における保育施設の利用について、申請手続きや、必要書類について記載しておりますので、内容をよく御確認のうえ、お申込みください。

入所申込みについて（新規申込みの方）

第1希望が私立保育施設か公立保育所かで申込方法が異なりますので
ご注意ください。

なお、申込みに必要な書類については、2ページをご確認ください。

○第1希望が私立保育施設の場合

申込方法：第1希望の保育施設へ直接持参のうえ、お申込みください。

申込期間：令和8年11月2日（月）～11月6日（金） 9：00～17：00
11月7日（土） 9：00～12：00

※11月3日（火）は除く。

○第1希望が公立保育所の場合

申込方法：入所申込みは事前予約制とし、申請書提出の際に15分
程度の親子簡易面談を行います。

右のQRコードを読み取りもしくは以下のURLから
アクセスし必要事項を入力のうえ、11月2日（月）
まで面談日時を予約してください。



(<https://logoform.jp/form/vbqt/1786401>)

申込期間：令和8年11月4日（水）～11月6日（金） 9：30～16：30
11月7日（土） 9：00～11：30

会 場：大曲市民センター（11月4日～11月6日）
東松島市役所1階101会議室（11月7日）

【事前予約に係る注意事項】

- ・兄弟姉妹が同時に申込み場合は、お子様ごとに予約が必要です。
- ・新規申込みの他、令和8年度私立保育施設に通っている方、もしくは市外の保育施設に通っている方も予約が必要です。
- ・令和8年度市内公立保育所に通っている方は、第1希望の保育所へお申込みください。予約は不要です。



【お問い合わせ先】

東松島市保健福祉部子育て支援課保育支援係

TEL:0225-82-1111（内線1181）

【保育施設一覧】

保育施設名		所在地	電話番号	定員	受入年齢	延長 保育	障害児 保育
公立 保育所	矢本東保育所	矢本字大溜 13 番地 1	82-2101	120 人	生後 6 ヶ月 から	○	○
	大曲保育所	大曲字筒場 89 番地 1	82-3284	100 人		○	○
	牛網保育所	牛網字駅前一丁目 68 番地	87-2143	100 人		○	○
	野蒜保育所	野蒜ヶ丘二丁目 14 番地 1	88-2030	60 人		○	○
	大塩保育所	大塩字緑ヶ丘三丁目 1 番地 1	82-2205	60 人		×	○
私立 保育所	矢本西保育園	矢本字道地浦 139 番地 1	84-2801	60 人	生後 8 ヶ月 から	×	○
	ウェルネス保育園 矢本	小松字谷地 191 番地 1	24-8221	75 人		○	○
認定 こども園	私立 ウェルネス認定 こども園赤井（仮）	赤井字川前四番 17 番地 2	25-7790	12 人 188 人		○	○
	のびるこども園 （仮）	矢本字西新町 10 番地 19	84-2720	36 人 85 人	生後 2 ヶ月 から 2 歳児 まで	○	○
小規模 保育施設	私立 GENKI つこ保育園 東松島園	大曲字堰の内南 145 番地 2	98-4641	19 人		○	×
	GENKI つこ保育園 すてっぷ	矢本字四反走 89 番地 5	25-7121	19 人		○	×

※認定こども園の定員は、上段に 1 号認定（教育）、下段に 2・3 号認定（保育）を掲載しています。

【令和 9 年度年齢別クラス早見表】

クラス	生年月日
0 歳児	令和 8 年 4 月 2 日～
1 歳児	令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
5 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日

※令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢によりクラスが決定します。年度途中で誕生日を迎えても、その年度のクラス区分は変わりません。

0 歳児は、利用開始日時点で保育施設の受入月齢に達している必要があります。

1 入所申請

(1) お申込みに必要な書類

- ア 支給認定申請書兼入所・入園申込書 (児童1人につき1部)
- イ 家庭状況等申告書 (児童1人につき1部)
- ウ 家庭に於ける現在の状況 (児童1人につき1部)
- エ 保育を必要とすることの証明書類等 (児童1人につき父母各1部)

保護者等の状況	必要な書類
就労している場合	就労証明書 (1ヶ月当たりの就労時間が64時間に満たない場合は、就労としての認定はできません。) ・就労先が複数ある場合は、勤務しているすべての就労先から証明書を取得願います。
自営業の場合	
病気や障害がある場合	疾病状況申立書 障害者手帳等の写しを添付
親族の介護・看護をしている場合	介護・看護状況申立書 介護保険被保険者証、障害者手帳等の写しを添付
学校に通学している場合	在学証明書
求職活動中の場合	求職活動状況申立書 ※入所した月から90日以内に就労することが条件となります。

オ 令和8年1月1日時点で市内に住所を有していない場合は、令和8年度住民税課税証明書類 (均等割・所得割額内訳が記載されているものを、父母各1部)

※ 住民税課税証明書は、お住まいだった自治体から取得してください。

※ 継続入所希望の方で、既に提出いただいている方は不要です。

カ 多子軽減届出書 (在籍証明書)

以下の施設に通われている兄弟姉妹がいる場合は、お申し出ください。

(ア) 幼稚園

(イ) 認定こども園

(ウ) 特別支援学校幼稚部

(エ) 情緒障害児短期治療施設通所部

(オ) 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合

※幼稚園、認定こども園 (教育) への入園を希望する場合はイ～カの書類は不要です。アの「支給認定申請書兼入所・入園申込書」のみ入園を希望する施設へ直接提出をお願いします。また、施設により、その他提出が必要な書類がある場合があります。

(2) 広域入所について

東松島市に住所を有しながら、他市町村の保育施設利用を希望する方は、子育て支援課へお申し込みください。継続利用を希望する場合も手続きが必要です。

ア 申込期間：11月2日（月）～11月6日（金） 9：00～17：00
11月7日（土） 9：00～12：00

※11月3日（火）は除く。

イ 申込先 子育て支援課

2 入所決定について

お申込みいただいた後、入所申込書等を基に、保育の必要性の高い児童（保護者の就労状況や家庭状況から判断）から、利用できる保育施設を東松島市が調整し入所決定いたします。申込順や抽選での決定ではありません。

なお、過去の保育料等に未納がある場合、保育所の入所審査において優先順位が下がります。

また、幼稚園や認定こども園（教育）の1号認定については、定員の範囲内で各施設が入所を決定いたします。

3 支給認定

(1) 支給認定について

保育施設等を利用するためには、支給認定を受ける必要があります。支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって区分され、支給認定区分に応じて利用できる施設が異なります。保育所や小規模保育事業、認定こども園（保育）を利用する場合は、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設等
1号認定 【教育標準時間】	3～5歳	なし	認定こども園（教育）／幼稚園
2号認定 【保育標準時間／保育短時間】	3～5歳	あり	保育所／認定こども園（保育）
3号認定 【保育標準時間／保育短時間】	0～2歳	あり	保育所／認定こども園（保育）／小規模保育施設

(2) 保育の必要性と保育必要量について

保育の必要性とは、両親（別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事由に該当する場合に認定され、事由に応じて保育必要量が決定します。

保育を必要とする理由	保育必要量
就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）	①就労時間が月 120 時間以上の場合 →保育標準時間 ②就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満の場合 →保育短時間
妊娠中又は出産後	保育標準時間
疾病又は障害	保育短時間
親族の介護・看護	保育短時間
求職活動中	保育短時間
就学（学生、職業訓練を含む。）	保育標準時間又は保育短時間
育児休業中	保育短時間

※幼稚園、認定こども園（教育）への入園を希望する場合、上記事由は必要ありません。

(3) 保育時間

施設及び保育必要量により、保育時間が異なります。

ア 2号・3号認定

	施設	保育必要量	保育時間	延長保育時間	
平日	公立	標準時間	7:30 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	※
		短時間	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 19:00	※
	矢本西	標準時間	7:00 ～ 18:00		
		短時間	8:30 ～ 16:30		
	ウェルネス矢本・ウェルネス赤井	標準時間	7:00 ～ 18:00	18:00 ～ 20:00	
		短時間	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 20:00	
	のびる	標準時間	7:30 ～ 18:30	18:30 ～ 19:00	
		短時間	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 19:00	
	GENKIっこ東松島・GENKIっこすてっぷ	標準時間	7:30 ～ 18:00	18:00 ～ 18:30	
		短時間	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 18:30	
土曜日	公立	標準時間	7:30 ～ 15:00		
		短時間	8:30 ～ 15:00		
	矢本西	標準時間	7:00 ～ 18:00		
		短時間	8:30 ～ 16:30		
	ウェルネス矢本・ウェルネス赤井	標準時間	7:00 ～ 18:00	16:30 ～ 18:00	
		短時間	8:30 ～ 16:30		
	のびる	標準時間	7:30 ～ 18:30	16:30 ～ 18:00	
		短時間	8:30 ～ 16:30		
	GENKIっこ東松島・GENKIっこすてっぷ	標準時間	7:30 ～ 18:00	18:00 ～ 18:30	
		短時間	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 18:30	

※大塩保育所において延長保育は実施しておりません。

イ 1号認定

施設により 1 日 4 ～ 5 時間程度の保育時間となります。

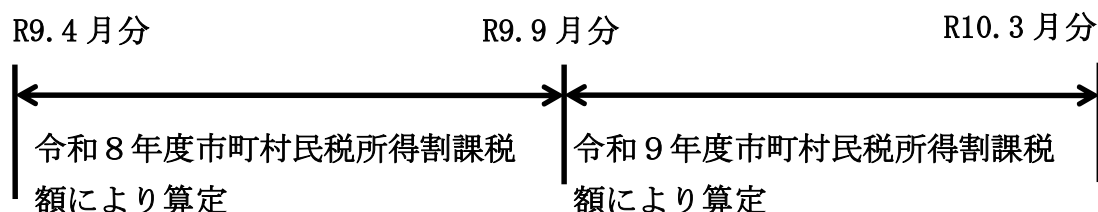
4 保育料について

(1) 保育料の決定について

保育料は、原則として、3歳児未満の児童に対し、両親の市町村民税所得割課税額の合計によって決定されます。

また、4月から8月分までの保育料は令和8年度市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月分までの保育料は令和9年度市町村民税所得割課税額を基に算定いたします。

【参考】



家計の主となっている人（生計中心者）が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、両親のほかに保育料の算定に含める場合があります。

保育料の算定基礎となる税額や世帯構成に変更があった場合は、速やかに申し出てください。

（２）保育料の納入方法について

納入方法は、利用施設によって異なります。

ア 公立・私立保育所の場合

毎月の保育料は、口座振替により納入いただきます。納期限（振替日）は、毎月末です。なお、月末が土・日、祝日の場合は、翌金融機関営業日となります。

口座振替取扱金融機関は、以下の金融機関本店及び支店となります。

- (ア) 七十七銀行
- (イ) 石巻信用金庫
- (ウ) 石巻商工信用組合
- (エ) 東日本信用漁業協同組合連合会
- (オ) いしのまき農業協同組合
- (カ) ゆうちょう銀行

イ 認定こども園・地域型保育施設の場合

毎月の保育料は、各施設に直接納入いただきます。納入方法は、各施設へ御確認ください。

令和 9 年度保育料徴収基準額表

(法改正等により、利用者負担額が変更になる場合があります。)

単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額			
階層区分	定義		標準時間		短時間	
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	市町村民税均等割課税世帯		14,000	7,000	13,700	6,850
D 1	市町村民税所得割額	48,600円未満	17,000	8,500	16,700	8,350
D 2		72,000円未満	23,000	11,500	22,600	11,300
D 3		97,000円未満	28,500	14,250	28,000	14,000
D 4		133,000円未満	37,000	18,500	36,300	18,150
D 5		169,000円未満	44,500	22,250	43,700	21,850
D 6		235,000円未満	49,600	24,800	48,700	24,350
D 7		301,000円未満	54,000	27,000	53,000	26,500
D 8		397,000円未満	62,000	31,000	60,900	30,450
D 9		397,000円以上	70,000	35,000	68,800	34,400

※ 1 階層区分は、4 月から 8 月は令和 8 年度市町村民税所得割課税額、9 月から翌年 3 月は令和 9 年度市町村民税所得割課税額を基に算定いたします。

※ 2 市町村民税所得割課税額を計算する際、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。

(3) 多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の軽減について

ア 多子世帯の利用者負担額軽減について

市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯（B～D1 階層及び D2 階層の一部）について、お子さんが 2 人以上いる場合、保護者と生計が同一の子であれば、年齢に関わらず、上から順に第 1 子、第 2 子として数え、第 1 子、第 2 子については、上表の利用者負担額が適用され、第 3 子以降は無料となります。

イ ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯（B～D2 階層及び D3 階層の一部）について、(ア)、(イ) 又は (ウ) に該当し、保護者と生計が同一の子であれば、年齢に関わらず、上から順に第 1 子、第 2 子として数え、第 1 子については、以下の表の利用者負担額が適用され、第 2 子以降は無料となります。

ひとり親世帯等における第1子児童の利用者負担額表

単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額	
階層区分	定義	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税均等割課税世帯	6,250	6,100
D1	市町村民税所得割額	48,600円未満	7,750
D2		72,000円未満	9,000
D3		97,000円未満	9,000

- (ア) 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいいます。
- (イ) 「在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。
- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (ウ) 「その他の世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等のうち特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。

5 保育所給食費について

(1) 保育所給食費について

保育所給食費は、原則として、3歳以上の児童に対し、主食費（ご飯代）・副食費（おかず代）として、お支払いいただくことになります。

なお、3歳児未満については、保育料に含まれているため、別途発生はいたしません。

3歳以上の児童にかかる給食費

区分	主食費	副食費
公立保育所	持参	月額 4,500 円
私立保育所・認定こども園	施設により異なります。	

※給食費については、施設毎にメニューや食材等にそれぞれ創意工夫されており、一律となっておりません。

給食費は、物価高騰等により変更になる場合があります。

年収 360 万円未満相当（市町村民税所得割額 57,700 円未満）の世帯及び第 3 子以降の子ども（小学校就学前の子どもから順に 3 人目以降）に該当する場合、副食費が免除されます。

(2) 保育所給食費の納入方法について

毎月の保育所給食費は、各施設に直接納入いただきます。納入方法は、各施設へ御確認ください。

6 申請後・入所後の手続き

入所申込後又は入所後に以下に該当する次項が生じた場合は、速やかにお申し出ください。

- (1) 年度の途中で、市外へ転出する場合
- (2) 保護者の就労状況に変更が生じた場合（勤務先や勤務時間等の変更、離職等）
 - ※ 保育必要量が変更になる場合がありますので、就労証明書の再提出が必要です。
 - ※ 育児休業になる場合、もしくは育児休業から復職する場合も必要です。
- (3) 入所児童の兄弟姉妹が幼稚園等に入所した場合
 - ※ 多子軽減届出書を提出いただくことで、保育料が軽減される場合があります。
- (4) 確定申告、修正申告等により、住民税課税額が変更となった場合
- (5) 保護者が婚姻又は離婚した場合
- (6) その他、入所申込内容と変更が生じた場合

7 保育施設での生活について

保育施設では、保育指針に基づき、養護と教育が一体となった保育を行います。

各家庭の状況、地域の実態、そして年齢ごとに定められた「ねらいと内容」で構成された保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を基に、子どもの自発的かつ主体的な活動を保育士が援助することにより、子どもが身につけることが望ましい心情、意欲、そして態度を養います。

これらは、子どもが健康かつ安全で、情緒の安定した生活ができる環境の中で、遊びを通して培われます。

公立保育所の場合の一例

時 間	日 課	内 容
午前 8時30分	登 所 遊 び	保育所へ登所 指導計画に基づき、年齢に応じた領域の保育を行います。
午前 11時30分	昼 食	手洗い、準備、食事の指導
午後 1時00分	お昼寝	
午後 3時30分	おやつ	手洗い、挨拶
午後 4時30分	降 所	健康状態の観察、挨拶、保護者への連絡

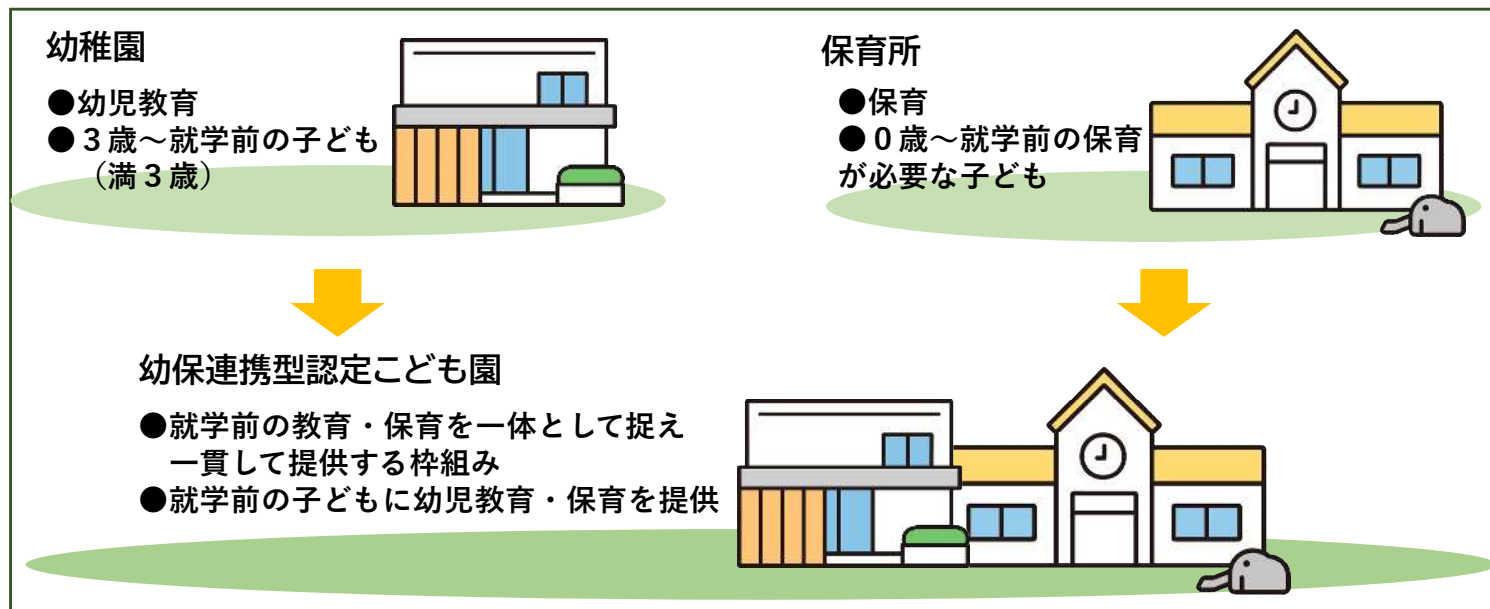
<年間行事> 夏祭り、運動会、発表会、お誕生会、避難訓練等

クラス編成は、各施設で決定され、年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

幼保連携型認定こども園について

1 幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型認定こども園は、幼稚園の「教育」と保育所の「保育」を一体的に提供する施設です。教育を受けたい子ども（1号認定）と、保育が必要な子ども（2号・3号認定）が、同じ園で一緒に過ごすことができる点が最大の特徴です。



2 認定こども園の特徴

教育と保育の一体的提供	・幼稚園実施要領に基づく教育活動を計画的に実施 ・遊びを中心とした学びを重視しつつ、年齢に応じた教育的な経験を提供 ・保育所機能も併せ持ち、長時間保育や延長保育にも対応（園の運営方針による）
利用できる認定区分	・認定こども園では、次の3つの認定区分で利用できます ・1号認定（教育標準時間／幼稚園的利用／満3歳以上） ・2号認定（保育標準時間／3歳以上） ・3号認定（保育標準時間／3歳未満）
給食・アレルギー対応	・1号認定児も基本的に給食を利用できます ・栄養管理された給食を提供 ・アレルギー対応は個別に実施（園の体制に基づき公表）
入所申込	・1号認定（幼稚園的利用）：園へ直接申請 ・2号認定（3歳以上）：4/1入所申込みは各施設へ申請（4/1以降の随時入所申込みは市へ申請） ・3号認定（3歳未満）：4/1入所申込みは各施設へ申請（4/1以降の随時入所申込みは市へ申請）

- ☑「教育の充実」と「保育の安心」を両立した施設です。
- ☑保育所は2号・3号認定のみですが、認定こども園は1号認定も利用可能です。
- ☑2号・3号認定の入所児童の自動継続はありません。毎年度、必ず入所申込みが必要です。



3 保育所・幼稚園との違い

(1) 主な違い

項目	保育所	幼稚園	認定こども園
目的の違い	保育の必要な子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る施設	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する施設	教育と保育を一体的に提供し、就労の有無にかかわらず利用可能
教育機能		幼稚園教育要領に基づく教育活動を体系的な教育プログラムの実施	幼稚園教育要領に基づく教育活動を体系的な教育プログラムの実施
保育機能	保育指針に基づき、集団生活や遊びの中で、心身の健やかな発達と、基本的な生活習慣の自立をきめ細かく支援		長時間保育の体制を整えつつ、教育活動と一体となった遊びや体験を計画的に提供
行事	生活行事・季節行事が中心	生活行事・季節行事が中心	保育所・幼稚園同様行事を実施
給食	あり	園による	基本あり (園による)
利用時間 教育標準時間 (1号認定)	× 利用不可	4～5時間 9:30～13:30等 (園により異なる)	4～5時間 9:30～13:30等 (園により異なる)
利用時間 保育標準時間 (2・3号認定)	最大11時間 7:00～18:00等 (園により異なる)	× 利用不可	最大11時間 7:00～18:00等 (園により異なる)
利用時間 保育短時間 (2・3号認定)	最大8時間 8:30～16:30	× 利用不可	最大8時間 8:30～16:30
利用時間 延長・預かり保育	施設により異なる	施設により異なる	施設により異なる

(2) 保育料の違い

項目	保育所	幼稚園	認定こども園
1号認定 (教育利用) (満3歳児～)	× 利用不可	無償化対象 (給食費等の実費負担あり)	無償化対象 (給食費等の実費負担あり)
2号認定 (保育利用) (3～5歳児)	無償化対象 (給食費等の実費負担あり)	× 利用不可	無償化対象 (給食費等の実費負担あり)
3号認定 (保育利用) (0～2歳児)	保育料階層(区分)を市が判定	× 利用不可	保育料階層(区分)を市が判定

※3～5歳児は「幼児教育・保育の無償化」の対象ですが、給食費(副食費)や延長保育料、保護者会費、物品代等は保護者負担となります。

4 相談窓口

入園や新設園に関する相談を随時受け付けております。

<幼保連携型認定こども園>

施設名	所在地	問合せ先
ウェルネスこども園赤井	東松島市赤井字川前四番17番地2	☎ 0225-25-7790
のびるこども園	東松島市矢本字西新町10番地19	☎ 0225-84-2720